

## 2 取引相場のない株式の評価（株式交付があった場合の評価）

評価会社が有する資産の中に、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は株式交換若しくは株式移転により著しく低い価額で受け入れた株式（現物出資等受入れ資産）がある場合には、その現物出資、合併、株式交換又は株式移転（現物出資等）の時のその資産の価額（相続税評価額）とその現物出資等による受入れ価額（帳簿価額）との差額（現物出資等受入れ差額）に対する法人税額等相当額は、純資産価額の計算上控除しないこととしているが、株式交付により著しく低い価額で受け入れた株式がある場合も同様とすることとした。

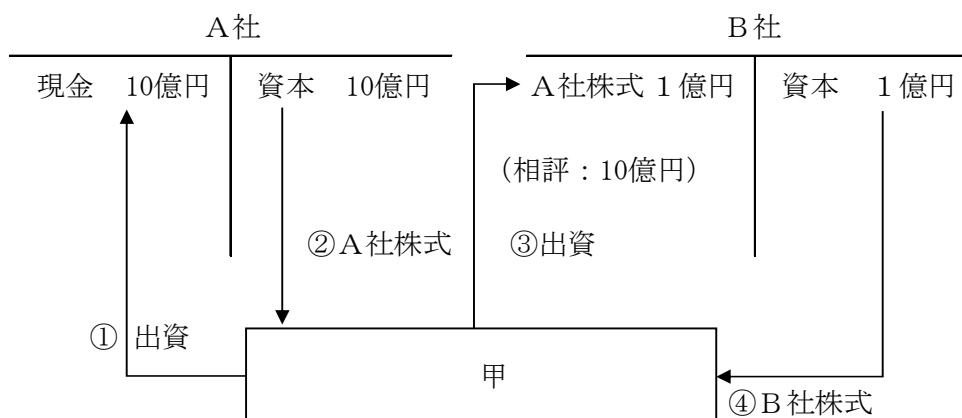
（評価通達 186-2(2)関係＝改正）

### 1 従来 of 取扱い

評価会社の株式を純資産価額方式により評価する場合において、評価会社の有する資産の中に、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は株式交換（会社法 2 三十一）若しくは株式移転（会社法 2 三十二）により著しく低い価額で受け入れた株式（以下、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。）があるときは、原則として、その現物出資、合併、株式交換又は株式移転（以下「現物出資等」という。）の時のその現物出資等受入れ資産の価額（相続税評価額）とその現物出資等による受入れ価額（帳簿価額）との差額（以下「現物出資等受入れ差額」という。）に対する法人税額等相当額は、純資産価額の計算上控除しないこととしている。

この現物出資等受入れ差額に対する法人税額等相当額の控除ができない場合の具体例を示すと、次のとおりである。

#### 【現物出資の場合】



①、②・・・金融機関からの借入れによる現金 10 億円を出資して A 社を設立。

③、④・・・次に、A 社株式の全部を現物出資して B 社を設立。

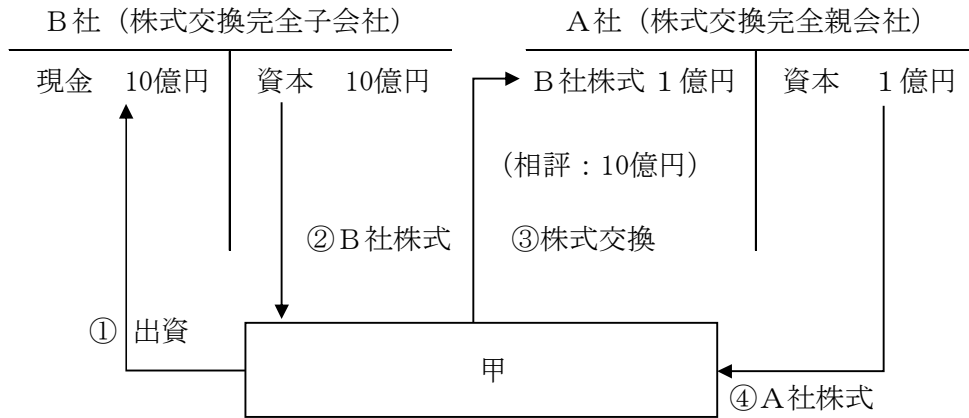
B 社は A 社の株式を著しく低い価額で受入れ。

(注) 1 甲の相続財産は、現金 10 億円から B 社株式になり、B 社株式の評価は、現物出資等受入れ差額に対する法人税額等相当額の控除ができるとしたならば、  
 $10 \text{ 億円} - (10 \text{ 億円} - 1 \text{ 億円}) \times 37\% = 6.67 \text{ 億円}$   
 となる。

2 B 社株式を純資産価額方式で評価する場合、評価差額に対する法人税額等に相当する 37%相当額が控除されるため、A 社株式を現物出資により備忘価額で受け入れたときは、A 社株式が B 社株式に振り替わっただけで評価額が低減するという極めて不合理な結果となる。

なお、取引相場のない株式だけでなく、出資や転換社債型新株予約権付社債を使用する例も見受けられる。

**【株式交換の場合】**



- ①、②・・・金融機関からの借入れによる現金 10 億円を出資して B 社を設立。
- ③、④・・・次に、B 社株式の全部を株式交換により A 社に移転し、A 社株式を取得。  
A 社は、B 社株式を著しく低い価額で受入れ。
- (注) 甲の相続財産は、現金 10 億円から A 社株式になり、A 社株式の評価額は、現物出資等受入れ差額に対する法人税額等相当額の控除ができたとしたならば、  
 $10 \text{ 億円} - (10 \text{ 億円} - 1 \text{ 億円}) \times 37\% = 6.67 \text{ 億円}$ となる。

この取扱いは、現物出資等により受け入れた資産の帳簿価額を低く抑えることにより、意図的に作られた現物出資等受入れ差額を利用して引き下げられた株式の価額は、適正な時価とは言い難いことから、これを是正するために設けたものである。

**2 通達改正の概要等**

**(1) 株式交付**

会社法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）等による会社法の改正により、企業買収に関する手続の合理化を図るための株式交付制度が導入され、令和 3 年 3 月 1 日より施行されることとなった。

株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。）<sup>(注1)</sup>とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう<sup>(注2)</sup>（会社法 2 三十二の二）。

(注) 1 法務省令で定める子会社とは、会社法施行規則第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当するもの（株式交付子会社の議決権総数に対する株式交付親会社（その子会社及び子法人等を含む。）の計算において所有している議決権の数の割合が 100 分の 50 を超えている場合の子会社）をいう（会社法 2 三、会社法施行規則 3 ③一、4 の 2）。

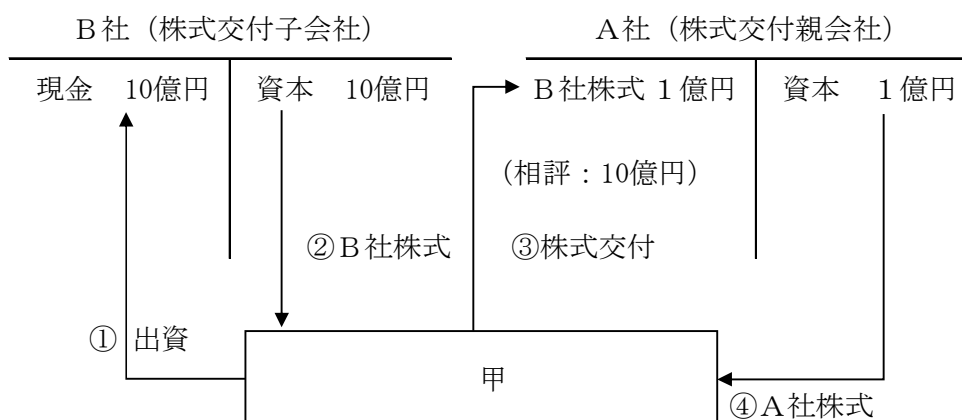
2 株式交換との主な違いは、「(参考) 株式交付制度の概要等」（6 ページ）を参照。

**(2) 株式交付により著しく低い価額により株式を取得した場合の取扱い**

評価会社の株式を純資産価額方式により評価する場合において、評価会社の有する資産の中に、株式交付により著しく低い価額で受け入れた株式があるときは、上記 1 の取扱いと同様の趣旨から、原則として、その株式交付の時の受入れ株式の価額（相続税評価額）とその株式交付による受入れ価額（帳簿価額）との差額（以下「評価差額」という。）に対する法人税額等相当額は、純資産価額の計算上控除しないこととした。

この評価差額に対する法人税額等相当額の控除ができない場合の具体例を示すと、次のとおりである。

**【株式交付の場合】**



- ①、②・・・金融機関からの借入れによる現金 10 億円を出資して B 社を設立。
- ③、④・・・次に、B 社株式の全部を株式交付により A 社に移転し、A 社株式を取得。

A 社は、B 社株式を著しく低い価額で受入れ。

(注) 甲の相続財産は、現金 10 億円から A 社株式になり、A 社株式の評価額は、評価差額に対する法人税額等相当額の控除ができるとしたならば、  
 $10 \text{ 億円} - (10 \text{ 億円} - 1 \text{ 億円}) \times 37\% = 6.67 \text{ 億円}$   
 となる。

なお、この評価差額は、株式交付の時における受入れ株式の価額（相続税評価額）よりも課税時期における受入れ株式の価額（相続税評価額）が低い場合には、現物出資等と同様に、受入れ後の価値の下落を考慮して、その課税時期における受入れ株式の価額（相続税評価額）からその株式交付による受入れ価額（帳簿価額）を控除した金額によることとした。

**(3) 明細書通達の改正**

本改正に伴い、次の評価明細書記載方法等における「現物出資等受入れ資産の価額の合計額」欄について改正した。

「第 5 表 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書」

**(4) 適用時期**

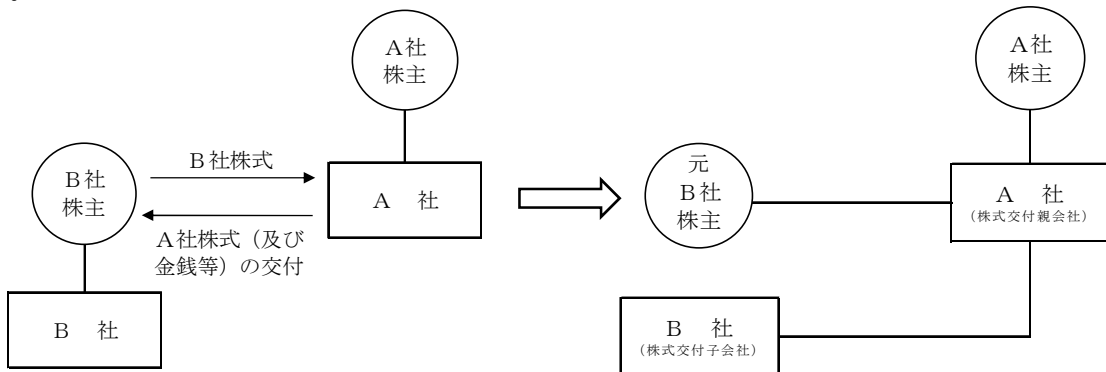
令和 3 年 3 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に適用することとした。

(参考)

## 株式交付制度の概要等

### 1 概要

株式交付制度は、他の株式会社を買取しようとする株式会社（買収会社）がその株式を対価とする手法により円滑に当該他の株式会社（被買収会社）を子会社とすることができるように、買収会社が被買収会社をその子会社とするために被買収会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として買収会社の株式を交付することができる制度である。



### 2 株式交換との違い

株式交換と株式交付との主な違いは、次表のとおりである。

	株式交換	株式交付
親会社となる会社の種類	株式会社又は合同会社（会社法2三十一、767）	株式会社（会社法2三十二の二、774の3①一）
株式の取得	株式交換完全親会社と株式交換完全子会社の株式交換契約（会社法767）に基づき、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得する。	株式交付親会社が、株式交付子会社の株式を有する者の譲渡しの申込み等（会社法774の4、774の6）に基づき、申込み等があった数の当該株式を譲り受ける。
対価	株式交換完全親会社の株式を全く交付せず、それ以外の金銭等のみを交付することができる（会社法768①二）。	株式交付親会社の株式を全く交付しないことはできず、株式交付計画において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数等に関する事項を必ず定めなければならない（会社法774の3①三）。